別　紙

導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当町においては、平成２９年度時点で生産年齢人口は１９，５２１人と人口全体の５７．４％を占めているが、老齢人口は増加傾向にあり、生産年齢人口の減少は避けられない状況にある。

現在、町の商工業者数は減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足、地域経済の低迷といった課題にも直面している。

このような中で、中小企業の生産性の抜本的な向上を実現し、収益向上に直接つながる設備投資を後押しするために、先端設備を新たに導入する中小企業者に対して、優遇措置を講ずることにより、事業者自身の生産性の向上を図ることを目的とする。

（２）目標

導入促進基本計画を策定し、中小企業の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の低迷に歯止めをかけ経済発展していくことを目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に、２件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均３％以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

当町における産業構造は、多種多様となっているため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等全てとする。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

当町の事業者は、町内全域に点在していることから、本計画の対象区域は町内全域を対象とする。

（２）対象業種・事業

宮代町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種・事業が経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種・事業は、全ての業種・事業とする。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、３年間、４年間または５年間とする。

５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮すること。

・宮代町暴力団排除条例（平成２５年宮代町条例第１９号）第２条第１号に規定する暴力団又は、同条第２号に規定する暴力団員が運営に関与していると認められるものは除く。